

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成29年9月28日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 成人福祉課の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期日 平成29年6月26日から平成29年7月10日まで

| 監査の結果（指摘、要望事項）   | 措置の内容               |
|--|---------------------|
| 切手受払簿において、返信用として100枚ずつ使用しているものがあるが、未発送分の記載がないため、残数を常に確認できるよう適正な事務処理に努めること。 | 都度、発送分のみを使用することとした。 |